

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金について

1. 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金とは・・・

景気変動等の経済上の理由により、企業収益悪化から生産量などが減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が解雇をさけ、雇用する従業員を一時的に休業、教育訓練または出向させることにより、雇用を維持した場合、休業・教育訓練・出向に係る手当の一部を助成するものです。
(厚生労働省パンフレット：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html>)

～ 上記助成金について当事務所によくある Q&A ～

2. 対象事業主としての受給要件

- Q. 「生産量・売上高等の事業活動を示す指標の最近3ヶ月間の月平均値がその直前または前年同期に比べ5%以上減少していること」とは？
- A. 例えば平成21年8月休業を予定している場合は、売上高・生産高の平成21年5月、6月、7月（休業の直前3ヶ月）の平均値が
- ① 平成21年2月、3月、4月
 - ② 平成20年5月、6月、7月（前年同期）
- ① または②の平均値と比較して5%以上減少していることが要件となります。
直前3ヶ月は平成21年4月、5月、6月でも可能です。（休業の前前月より3ヶ月）

3. 休業要件

- Q. 休業は1日だけでも助成対象となりますか？
- A. 労使協定に基づいた、所定労働日に行われる休業であれば1日でも助成対象となります。
→助成対象休業とするには労使協定が必要！

4. 教育訓練の内容

- Q. 教育訓練の内容はどのようなものでしょうか？
- A. ①通常の教育カリキュラムに位置付けられているものでないこと
(新入社員研修、管理職研修など)
- ②労使協定に基づく教育訓練であること
→助成対象教育訓練とするには労使協定が必要！
- ③指導員、講師が不在で、ビデオやDVD等を視聴するものでないこと

④法令で義務付けられているものでないこと（安全衛生教育等）

⑤転職や再就職準備のためのものでないこと

→職業に関する知識・技術習得や向上を目的とするもの、今後企業にとって生産性向上につながると認められる内容の教育訓練を、実務経験や経歴を有する指導員または講師（社内講師 OK）により行われる教育訓練は、助成対象として認められます。事業所内実施の場合は、就労の場における通常の生産活動と区別して行われる事が上記に加えて必要です。詳細は、管轄ハローワークによくご確認ください。

5. 助成対象者

Q. 入社したての者、新規学卒者も対象になりますか？

A. 従来は、雇用保険被保険者期間が6ヶ月以上ある従業員が対象でしたが、被保険者期間を問わず、被保険者全員が対象になり、新規学卒者も対象になりました。

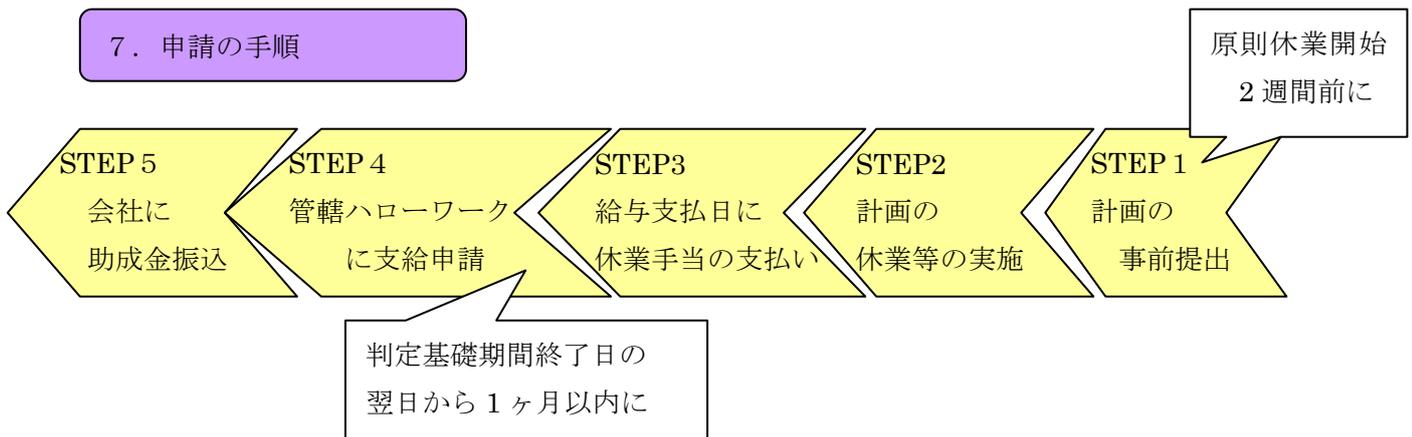
6. 休日出勤

Q. 助成対象者が休日出勤した場合はどうなるのですか？

A. 同一判定基礎期間内に休業とともに休日出勤がある場合は、振替休日付与および同一判定基礎期間内に取得していない時は、助成金額計算の際に休日出勤相当分は休業等日数から差し引いて計算されます。

→振替休日の付与・同一判定基礎期間内取得があればよい

7. 申請の手順



*申請が殺到(?)しているため、振込までに時間がかかっていることもあるようです。

8. 助成額の算出方法・・・いくらもらえるの？

STEP

1

前年度1年間の雇用保険の保険料算定となる賃金総額を、
前年度1年間の平均雇用保険被保険者数と年間所定労働日数で割り、
被保険者一人当たりの1日分の平均賃金額を算出

STEP

2

STEP1で算出した平均賃金額に休業（教育訓練）協定書にある
休業手当等の支払い率をかけ、1日当たりの基準賃金額を求め、
これに助成率および休業延べ日数をかける。

<算出例>

15人の従業員をそれぞれ10日休業させた場合

前年度 1年間の雇用保険の保険料算定となる賃金総額	350,000,000 円
前年度 1年間の雇用保険平均被保険者数	70 人
年間所定労働日数	240 日
休業協定書に定める休業手当支払い率	80%

前年度の「労働保険申告書」より

STEP

1

平均賃金額

$$350,000,000 \text{ 円} \div 70 \text{ 人} \div 240 \text{ 日} = 20,834 \text{ 円}$$

(端数処理：小数点以下切り上げ)

STEP

2

助成額 (中小企業の場合)

$$20,834 \text{ 円} \times 80\% = 16,668 \text{ 円} \text{ (端数処理：小数点以下切り上げ)}$$

$$16,668 \text{ 円} \times \frac{4}{5} = 13,334 \text{ 円} \text{ (端数処理：小数点以下切り上げ)}$$

但し、基本手当日額の最高額 (7,730 円) を超える時は最高額 7,730 円

$$\underline{\text{助成金額：} 7,730 \text{ 円} \times 10 \text{ 人} \times 10 \text{ 日} = 773,000 \text{ 円}}$$

教育訓練を休業日、休業対象者全員に行った場合

$$\underline{\text{助成金額：} 773,000 \text{ 円} + (6,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 人} \times 10 \text{ 日}) = 1,373,000 \text{ 円}}$$

雇用を維持することにより、会社が培ってきた人的資源流出を防ぐ事ができ、景気回復の折にはスムーズな経営、効率的生産活動に移れるなどのメリットがあります。

経済情勢が不安定の中、企業経営の選択肢の一つとしてご参考にしてください。

阿部社会保険労務士事務所

阿部 真弓

<http://www.biz-consultant.jp/>